

“ 農地・水・環境保全 ” 水土里のネットワーク通信

第121号

2019. 6. 1発行
島根県農地・水・環境保全協議会

新たなスタートを

島根県では、平成30年度に多面的機能支払交付金に取り組みれていた665組織のうち、384組織で活動期間の終了を迎えました。終了を迎えた組織の中には、今年度から新たに広域活動組織としてスタートをされる組織もあります。

一方、「高齢化で活動を5年間続けられるか不安だ。」「事務を担う人がいない。」等、課題に直面し、取り組むかどうか迷われている活動組織もあります。

こうした中で、国においては、取組の一層の充実と定着、拡大に向け、今年度さらに制度の拡充が行われました。活動組織の皆様には、この制度を十分活用いただき、地域を守っていただきますようお願いいたします。



今年度 改正のポイント 加算措置・対象農用地が拡充されます

■資源向上支払（共同）の単価について、2つの加算措置

- ① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：400円／10a等

多面的機能の増進を図る活動について

- すでに取り組んでいる組織が、新たに1取組以上追加する場合。
- 初めて取り組む組織が、2取組以上に取組む場合

	加算単価
田	400
畑	240
草地	40

◎多面的機能の増進を図る活動の取組（加算対象となる例）

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化（共同活動の強化）	○	
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
医療・福祉との連携		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		

これまでは「農村環境保全活動の幅広い展開」（清掃活動とセイタカアワダチソウの駆除）を実施。今年度から新たに「農地周りの環境改善活動の強化」（農地周りの藪等の伐採等）を追加し毎年度2取組を実施する場合。

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援：400円/10a等

①の支援を受ける活動組織において

- ・構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

	加算単価
田	400
畑	240
草地	40

※①、②については活動期間が5年間以上、または長寿命化のための活動に取り組まれている組織は75%単価となります。

■活動組織の広域化・体制強化に向けた支援

○広域化・体制強化にかかる支援単価（年・組織）

広域活動組織の面積規模等	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または 50ha以上200ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	16万円	80万円

■対象農用地の拡大

資源向上支払（共同・長寿命化）でも、農振農用地以外の農用地※であっても島根県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地については交付金の算定対象となります。

※多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地。

資源向上支払(長寿命化)の取扱いが見直されます

■長寿命化にかかる工事1件の上限

交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」となります。

この費用を超える工事を実施される場合には、他事業での対応の可否を判断するため「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受けることとなります。

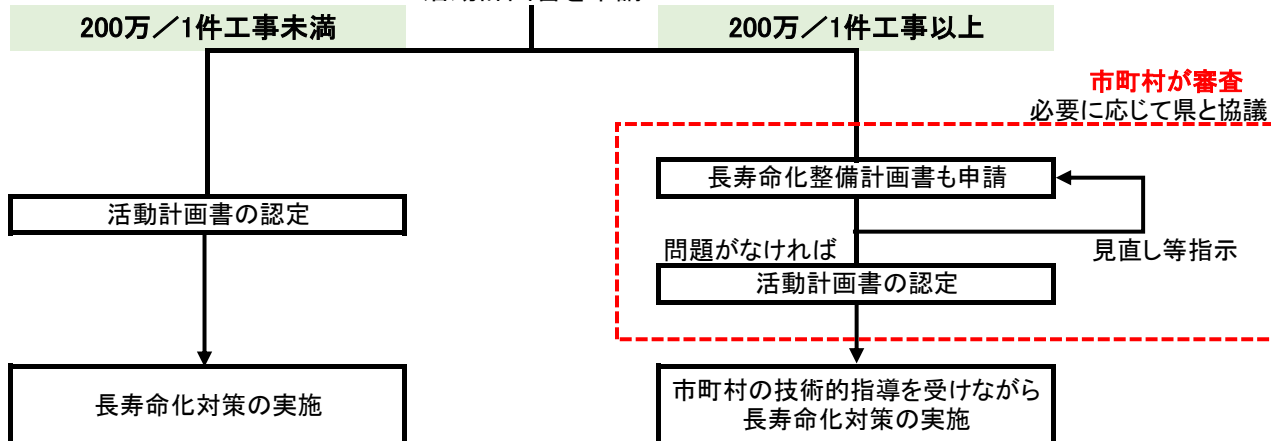
(次ページのフロー図参照)

※長寿命化整備計画書

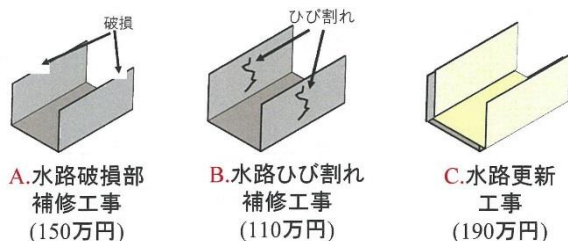
長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。



活動計画書を申請

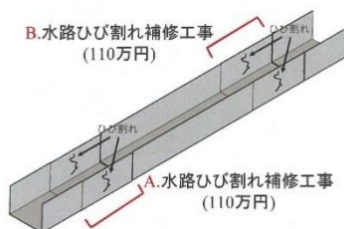


パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注



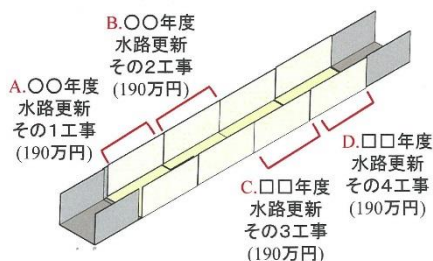
【工事1件の考え方】
A、B、Cそれぞれ工事1件としてカウント
【長寿命化整備計画書】
A、B、Cとも作成不要

パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括で発注



【工事1件の考え方】
工事箇所の間隔が離れていても1工事とする。A、Bは2つまとめて工事1件 (A+B) としてカウント
【長寿命化整備計画書】
A、Bまとめて計画書を作成。

パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度毎に分割して発注

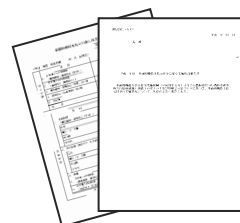


【工事1件の考え方】
連続しているA、B、C、Dは4つまとめて工事1件 (A+B+C+D) としてカウント
【長寿命化整備計画書】
A、B、C、Dまとめて計画書を作成。

事務が簡素化されます

- 活動項目や様式の見直し

詳細につきましては、次号でお知らせします。



再認定の申請は6月末までに

継続していただく活動組織の皆さんは、今年度より新たに5年間の活動計画を策定し、市町村に6月末までに提出してください。

活動計画等様式については、今年度から変更されています。協議会ホームページでも紹介していますので、ダウンロードしてお使いください。

活動計画書を一緒に作成しませんか

新しい活動計画書等、申請書の作成を私たちと一緒にしませんか？

構成員名簿、長寿命化を取り組まれる組織は、5年間の計画をご用意ください。

今までの計画書を基に一緒に申請書を作っていきますよ。

連絡先 0852-32-4141 深田まで



★6月の予定★

6月 4日 (火)	市町村担当者会議 (西ノ島町)	6月 5日 (水)	市町村担当者会議 (隠岐の島町)
6月 7日 (金)	市町村担当者会議 (浜田市)	6月11日 (火)	市町村担当者会議 (松江市)
6月29日 (土) ~6月30日 (日)	ルーラルミーティング in しまね (奥出雲町) 『いにしへの技を受け継ぐ里地里山のこれから』		

ちょっと一息
おたよりコーナー

“地域で支え合いながら”

坂原の農地・環境を守る会(安来市)

坂原の農地・環境を守る会は、安来市伯太町に位置し、11haの農地を対象に、農業者11名で農地維持支払交付金に取り組まれています。

年3回の農用地、水路、農道の草刈り、年1回的水路、側溝の泥上げを、皆さんの共同作業で行われています。

「高齢で草刈りが大変な人の農地は、みんなで草刈りをしてるわね。」とお話しをされていました。



地域の支え合いを感じるお話を聞かせていただきありがとうございました。



～多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会

〔事務局〕水土里ネット島根

Tel 0852-32-4141 Fax 0852-24-0848

<http://www.nouchimizu-shimane.jp>

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ

http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問い合わせ下さい。



Tel 0852-22-6262



大東うしお農水保全組合